

令和 7 年度 中央区ベビーシッター利用支援事業
(一 時 預 かり 利 用 支 援)

補助金の 請求ガイド



中 央 区 立 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー

【申請スケジュール】 年度ごとに異なります

利用期間	申請〆切日	区からの支払時期
令和 7 年 4 月から 6 月	7 月 1 8 日 (金) まで	8 月末頃まで
令和 7 年 7 月から 9 月	1 0 月 2 0 日 (月) まで	1 2 月末頃まで
令和 7 年 10 月から 12 月	令和 8 年 1 月 1 6 日(金)まで	令和 8 年 3 月末頃まで
令和 8 年 1 月から 3 月	<u>令和 8 年 4 月 1 4 日(火)まで</u> 最終期限	令和 8 年 5 月末まで

原則として、〆切日までに申請をお願いいたします。

※1 最終提出期限内であれば、申請〆切日を過ぎていても受け付けいたします。

※2 最終期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。

領収書等の書類の提出が間に合わない場合は、その他の書類（次頁①②）を最終期限までに提出いただいたあと、不足書類を 4 月中にご提出ください。

【提出書類】

■ 区指定の書類

- ① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
兼 口座振替登録依頼書

1 枚で児童 3 名まで申請できます。

- ② ベビーシッター利用内容内訳表

児童ごとに作成が必要です。

【注意事項】・【記入例】をよくお読みの上、作成をお願いします。

■ ベビーシッター事業者が発行する書類

- ③ ベビーシッター要件証明書（④・⑤に要件証明書と同様の内容の記載があれば不要）
- ④ 領収書（原本）
- ⑤ 利用日、利用料、割引額の明細が分かる事業者発行の書類（④に明記されていれば不要）

～申請にあたってのご注意～

- ※1 ご提出いただいた書類は返却できかねます。
必要な方は、事前にご自身でコピーするなどしてご対応ください。
（窓口でのコピーはできません）
- ※2 書類のご記入に当たっては、ボールペンをご使用ください。
（えんぴつや、フリクション等の消えるボールペンは使用不可です）
- ※3 誤って記入した場合は、修正液等は使用せず、取り消し線で訂正してください。
また、修正箇所の近くにフルネームでご署名ください。



【記入例】① 申請書兼口座振替登録依頼書

別記

第1号の2様式（第5条関係）

申請日 令和 7 年 4 月 1 日

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

（宛先）中央区長

※エクセル等で作成する場合は、出力後にご記入ください。

※中央区外に転出した場合、余白に中央区での住所を書き添えてください。

●月●日 転出
〒104-0054 中央区勝どき1-4-1

申請者（保護者）		領収書の宛名と同じ方を記入	
住 所	〒 104 - 0044 中央区明石町1 2 - 1		
ふりがな	ちゅうおう たろう		
氏 名	中央 太郎（本人が自署してください）		
電 話	000-0000-0000		

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金について下記のとおり申請します。
なお、申請の審査に当たり、次のことに同意いたします。

- ① 中央区がベビーシッター事業者に対し利用状況を確認すること。
- ② こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認していること。
- ③ 交付決定された補助金の請求手続を、中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱第7条第1項に規定する子ども家庭

申請書1枚で児童3名まで申請できます。
多胎児の場合は右列にチェックを入れてください。

1. 対象児童

	氏名	ふりがな	生年月日	多胎児（ふたご等） の場合は ☒
1	中央 きらら	ちゅうおう きらら	（西暦） 2025 年 4 月 1 日 （ 0 歳）	☒
2	中央 きらり	ちゅうおう きらり	（西暦） 2025 年 4 月 1 日 （ 0 歳）	☒
3	中央 きらと	ちゅうおう きらと	（西暦） 2022 年 7 月 1 日 （ 2 歳）	☐

2. 利用期間

児童2名以上申請する場合は、全員の利用期間を含む日付をご記入ください。

令和7年5月1日	から	令和7年6月1日	まで
----------	----	----------	----

3. 申請額

利用内容内訳表の合計額を記入	60,000 55,300	円
----------------	---------------	---

中央 太郎

記入内容を訂正する場合は、押印ではなく余白にフルネームで署名してください。

【口座振替登録依頼欄】

中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金は次のとおり振り込んでください。

- ☒ 前回登録した口座と同じ口座に振り込む
☐ 以下の口座に振り込む

前回登録した口座と同じ口座に振り込む場合は記入不要です。
初回申請時や、口座変更時はご記入ください。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所 支所		口座番号			
	銀行コード				支店コード			口座 種別	普通 ・ 当座	
口座名義人	(フリガナ)							申請者 との 続柄		
	(氏名)									

右上の申請者と異なる方の口座を指定する場合はご記入ください。例：妻、子など

【提出書類チェックリスト】

以下の書類が全て揃っているかご確認ください。

チェック欄	添付書類	発行者又は作成者
☒	利用内容内訳表	申請者（保護者）
☒	領収書の原本、明細書（領収書に明記されている場合は明細不要）	ベビーシッター 事業者
☒	ベビーシッター要件証明書	

※やむを得ず不足書類がある場合はご記入ください：

原則は、すべての書類を揃えてからのご申請をお願いします。

※ 記入例：○月分領収書、○/○までに提出

【記入例】 利用内容内訳表

ベビーシッター利用内容内訳表

児童名： きらら

(対象児童ごとに作成してください)

【注意事項】

1. 児童1人当たり月20時間(多胎児は月40時間)まで、1時間当たり2,500円が補助上限です。
※ 年度内の補助上限時間は、144時間(多胎児は288時間)までです。
※ 各月12時間以上のご申請の場合、年度の途中で補助上限時間を超過しますので、ご注意ください。
2. 申請は、1日ごとに1時間単位での申請となります(1時間未満の利用は対象外です)。

(例) 2時間30分利用した場合

① 3時間申請(保育料全額を申請) ② 2時間申請

※ 月上限時間を越える場合など、分単位での申請はできません。

実際のベビーシッターの利用料金が2,200円で補助上限額の2,500円に満たない場合、**実際の利用料金の2,200円が補助上限額になります。**

ベビーシッターの利用料金が
1時間当たり**2,200円(税込)**の場合

11日 8時間×2,200円=17,600円

※クーポン等割引がある場合は、申請額から差し引いてください。

利用内訳(4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10:00 ~ 18:00	8 時間 17,600 円	時間 円
22日	14:30 ~ 19:00	5 時間 9,900 円	時間 円
24日	14:30 ~ 19:00	5 時間 9,900 円	時間 円
25日	14:30 ~ 17:00	2 時間 4,400 円	時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円

22日・24日 4.5時間×2,200円=9,900円

「**実際の利用時間×時間単価**」

※申請時間数は切り上げて「5時間」としていますが、**申請額は実際に利用した時間数で計算します。**

25日 2時間×2,200円=4,400円

「**申請時間×時間単価**」

※月上限を超えるため、申請時間は「2時間」に切り下げています。

ベビーシッターの利用料金が
1時間当たり**2,750円(税込)**の場合

1時間当たりの利用料金が2,500円以上の
場合の補助上限額は、**2,500円**になります。
**超過した利用料金を1時間当たりの補助上限
額2,500円に満たない利用に充てることは
できません。**

利用内訳(5 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
5日	13:00 ~ 22:00	9 時間 22,500 円	時間 円
12日	14:00 ~ 20:30	7 時間 16,250 円	時間 円
18日	15:00 ~ 19:30	4 時間 10,000 円	時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円
			時間 円

12日 6.5時間×2,500円=16,250円

「**実際の利用時間×上限額**」

※申請時間数は切り上げて「7時間」としていますが、**申請額は実際に利用した時間数で計算します。**

18日 4時間×2,500円=10,000円

「**申請時間×上限額**」

※月上限を超えるため、申請時間は「4時間」に切り下げています。

1時間当たりの補助上限額

1時間当たりの実際の保育料の時間単価が1時間当たりの補助上限額になります。1時間当たり最大2,500円までが補助上限額です。補助上限額を超過した1時間当たりの利用分については、補助対象外です。

※実際の保育料が〔実際の利用時間×1時間当たりの補助上限額2,500円〕以内であっても、1時間当たりの時間単価が補助上限額2,500円を超過した1時間当たりの利用分は、補助対象外です。（詳細は下記の例）を参照してください。）

※早朝深夜料金等のオプション料金の考え方については、ベビーシッター事業者ごとに異なります。サービス内容及び料金設定をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

時間単価が補助上限額以下

実際の1時間当たりの時間単価が1時間当たりの補助上限額になります。

○1時間当たりの時間単価が2,200円の保育サービスを5時間利用
→実際の利用時間5H×1時間当たりの時間単価(補助上限額)2,200円=11,000円

時間単価が補助上限額以上

実際の1時間当たりの時間単価が補助上限額を超過しているため、1時間当たりの補助上限額は2,500円になります。超過分は補助対象外です。

○1時間当たりの時間単価が3,000円の保育サービスを5時間利用
→実際の利用時間5H×1時間当たりの時間単価(補助上限額)2,500円=12,500円

※1時間当たりの時間単価が補助上限額2,500円を超過した場合に、1時間当たりの補助上限額を満たしていない時間単価に超過した1時間当たりの利用分を充ててはできません。1時間ごとの利用における補助上限額を算出し、補助額を決定します。

- (例) ・利用時間:午後7時30分～午後10時、実際の保育料:6,050円
・通常の1時間当たりの時間単価:2,200円
※深夜料金加算:通常料金×1.25倍

申請時間は切り上げて「3時間」としていますが、**申請額は実際に利用した時間数「2.5時間」で計算します。**

利用内訳 (2000年9月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	19:30 ~ 22:00	3 時間 5,800 円	記入不要 円
			時間 円

誤

〔実際の利用時間:2.5H〕×〔1時間当たりの補助上限額2,500円〕=6,250円

※実際の保育料が補助上限額以内ですが、実際の1時間当たりの利用ごとに補助上限額を計算し、補助額を決定します。1時間当たりの補助上限額を超えた利用分は、補助対象外です。

正

(1)午後7時30分から午後9時:利用時間×1時間当たりの補助上限額(時間単価)
→1.5H×2,200円=3,300円

補助上額額 2,200円

(2)午後9時から午後10時:1H×(2,200円×加算1.25)=2,750円
→1時間当たりの補助上限額=2,500円

補助上限額 2,500円

※1時間当たりの補助上限額2,500円を超えた250円分は補助対象外となります。
1時間当たりの補助上限額を超えた250円分を(1)に充ててはできません。

共同保育で利用した場合

共同保育とは・・・

児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うことです。

保護者が不在の状態でベビーシッター1人が複数の児童を保育した場合は対象外です。

料金の考え方については、ベビーシッター事業者ごとに異なります。

サービス内容及び料金設定をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

※明細上保育料が合算されている場合は、かかった保育料を利用した児童数で割って計算します。

例① 1人目は通常料金、2人目以降半額の場合

通常料金：1時間あたり2,200円（2人合計：1時間あたり3,300円）

児童A・児童Bが3時間利用。

児童A（通常料金を請求）

$2,200円 \times 3時間 = 6,600円$

利用内訳（2000年4月分）

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 13 : 00	3 時間 6,600 円	記入不要 円 時間 円

児童B（半額料金を請求）

$1,100円 \times 3時間 = 3,300円$

利用内訳（2000年4月分）

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 13 : 00	3 時間 3,300 円	記入不要 円 時間 円

例② 1人目が基本料金、2人目以降オプション料金の場合

基本料金：2,500円 オプション料金：1時間あたり1,500円

児童A・児童Bが2時間30分利用

児童A（基本料金分を請求）

$2,500円 \times 2.5時間 = 6,250円$

利用内訳（2000年4月分）

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 6,250 円	記入不要 円 時間 円

児童B（オプション料金分を請求）

$1,500円 \times 2.5時間 = 3,750円$

利用内訳（2000年4月分）

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 申請額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 3,750 円	記入不要 円 時間 円

裏面に続く

例③ 1人目と2人目の基本料金、オプション料金を足して半額にする場合
 基本料金:2,500円 オプション料金:1時間あたり1,500円
 児童A・児童Bが2時間30分利用

児童A(料金の半額を請求)

$$(2,500円+1,500円) \div 2人 \times 2.5時間 = 5,000円$$

利用内訳 (20〇〇 年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 金額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 5,000 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(料金の半額を請求)

$$(2,500円+1,500円) \div 2人 \times 2.5時間 = 5,000円$$

利用内訳 (20〇〇 年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 金額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 12 : 30	3 時間 5,000 円	記入不要 円
			時間 円

例④ 1人目も2人目も通常料金の半額
 1時間あたり3,500円
 児童A・児童Bが4時間利用

児童A(料金の半額を請求)

$$3,500円 \div 2人 \times 4時間 = 7,000円$$

利用内訳 (20〇〇 年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 金額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 14 : 00	4 時間 7,000 円	記入不要 円
			時間 円

児童B(料金の半額を請求)

$$3,500円 \div 2人 \times 4時間 = 7,000円$$

利用内訳 (20〇〇 年 4 月分)

利用日	利用時間 ※ 午前7時から午後10時まで	申請時間数 及び 金額	区記入欄
11日	10 : 00 ~ 14 : 00	4 時間 7,000 円	記入不要 円
			時間 円